

タイにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1外資参入規制	JEITA 日機輸 日鉄連 JTA	(1)	サービス業外資参入規制	<p>・外国人事業法による、外国企業のサービス業への参入制限が残存する。</p> <p>－電機・機械製品などの製造販売のみでなく、有料メンテナンスサービスなどのサービス業を同時に行うことは外国企業(株式数の過半数を外国人または外国企業が占める会社)は不可。</p> <p>－エレクトロニクス業界では、ハードの差別化に加え顧客サービスの優劣が重要な競争要因であり、サービス分野の外資出資比率規制により顧客の利益が損なわれている。</p> <p>・タイの会社に外国籍企業(タイにある企業を含む)がタイで技術指導を行い対価を得る場合、外国資本の参入を規制する外国人事業法により、ライセンスを取得しないと活動できない。</p> <p>・外国人事業法という法律があり卸売、小売、サービスは原則として外資に対して規制がある。これにより弊社の場合は</p> <p>①卸売の許可を取る為、資本金を必要以上に大きくしている</p> <p>②小売は許可を取るのが難しいので行っていない</p> <p>③サービスの許可は、個別に監督官庁から取っている為、手続きに時間、費用が多くかかる、等の問題が出ている。</p> <p>(対応)</p> <p>・2006年5月、タイ商務省は、外資が一定比率を所有している合併企業に出資するタイの投資家に対して、事業資金源の厳格な開示を義務付ける新たな規則を公布した。また、外資出資比率が40～49%のベンチャー企業に投資するタイの投資家と外国人取締役は、8月15日以降、事業資金源を証明しなければならないと発表した。</p> <p>外国人事業法は、タイ国民が外国企業の名義株主として行動する事を禁止しており、違反者には罰金と懲役刑が科される。また、外国人事業法は、タイ企業が保有している営業権(concession)や事業免許(license)を外国人に譲渡する事を禁止している。携帯電話会社やテレビ局、衛星通信会社、航空会社などの国家安全保障関連やメディア関連産業への外資参入を規制している。</p> <p>一方、外国人の出資比率が50%未満の企業をタイ企業とみなして当該企業に対する制限を免除している。さらにタイ内閣は、2007年1月9日、商務省が提案する「外国法人」とは、外国人株が過半数の議決権を持っている企業であると定義する外国人事業法の改正案を承認している。</p> <p>・2007年4月10日、タイの内閣は、商務省(MOC)により提案された The Foreign Business Act B.E. 2542 改正を承認した。本改正は、外国投資家がタイに限定されるビジネスを行うために用いられる抜け穴をふさぎ、法的曖昧さを明確にすることを意味する。主要な改正点には、マジョリティの議決権を有する外国株主の企業を含む"外国法主体(foreign entity)"の再定義が含まれる。この意味するところは、タイ人が51%保有するが、議決権が無い少数の"タイ企業"は"外国"となるということである。しかしながら、改正案は、カテゴリ3の下での以下のビジネスに関し例外を設けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> － Telecom business － Business relating to future trading － Securities business － Futures trading business － Commercial banking business － Financial business and credit foncier business － Insurance against lost business － Other service business prescribed in the Ministerial Regulations <p>・2007年8月10日、タイ商業相は、外国人事業法改正案を見直して再提案するために取下げたと発表した。</p>	<p>・外資規制の即時撤廃。</p> <p>・規制緩和。</p> <p>・規制緩和に向けた働きかけをお願いしたい。</p>	<p>・外国人事業法(Foreign Business Act)</p> <p>・Business Act B.E. 2542</p>

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
				<ul style="list-style-type: none"> ・過渡期と調整が様々な方法で設けられている。カテゴリ1と2の下でのビジネスは49%にその所有権を引き下げののに、法律が発効後1年で開始し、3年の調整期間が持たれる。 ・2007年3月27日、タイ内閣は、MOCによって提出された小売事業法案を拒否した。その法案は、60項目を含み、外国小売業者と伝統的小売業者との間の公正な貿易競争を生み出すよう企画されたものであった。内閣の決議後、MOCは小売事業法案を再起草するため、起草委員会と伝統的小売業者と外資小売業者の代表の会合を召集した。新法案ができた際に、MOCは再度その法案を内閣に提出する。実施された場合、ゾーニングと規則を通じて、都市部における大規模な小売アウトレットの更なる拡張を制限することになる。 ・2008年8月3日施行のタイ金融機関新法(B.E.2551)第16条によると、金融機関の株式総数の75%以上はタイ人株主が所有すること、取締役総数の4分の3以上はタイ人でなければならないと規定している。 ・2009年12月22日、アピシット内閣は、商務省より提出された小売事業法案の最新草案を原則承認した。同法の狙いは、小売業者を(1)非常に大規模な小売店、(2)大規模な小売店、(3)中規模な小売店、(4)小規模な小売店(コンビニエンスストアなど)の4つに分類し、管理することにある。内閣が承認したこの草案は、国家評議会に送られ、そこで法的精査が行われる。国家評議会での精査手続きが完了次第、草案は再度内閣に提出され、その承認を経たうえで、最終的な法案が議会の審議にかけられる。商務省によると、未だ法制手続きの初期の段階にあり、今後内閣の指示や議会での審議を通じて修正が加えられる可能性があるという。法律として成立するためには、3回の読会を経て議会で可決されなければならない。商務省は、法案の議会通過後、今年中の施行を目指している。2004年以降、国内の小売業者から急成長する大型スーパーマーケットを規制する法律が要請されていたにもかかわらず、小売事業法の制定手続きは遅々として進まなかった。過去三代の政権下でも立法化には至らなかった。 ・2010年1月14日、アロンコーン副商務相は、タイ商務省は、外資への市場開放を推進するため、外国人事業法の緩和を検討すると発表した。同法の緩和は、タイが諸外国と結んでいるFTAの義務履行に向けたタイ政府の第一歩である。財務省財政政策局は、その最新調査報告で、同法のリスト3に含まれる13の事業分野の緩和を向こう3~6年以内に実施すべきであると提言している。外国人事業法のリスト3は、外国投資家の参入を認めていない事業分野を定めている。その一方、アロンコーン副商務相は、外資参入拡大に向けたサービス産業の開放に先立ち、タイ政府は、国内企業の競争力と準備状況を慎重に考慮する必要があると述べている。商務省関係者によると、同省は外国人事業法改正法案の草案を2010年3月末までに内閣に提出する予定であるという。 ・BOIの投資奨励の付与を受けたプロジェクトについては、外資企業が外国人事業法の別表2および別表3に掲げる規制業種の業務に従事することが認められる。 <p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2007年4月3日、日・タイ経済連携協定(EPA)が署名され、タイは、①卸・小売サービス、②保守・修理サービス、③ロジスティックス・コンサルティング、④広報サービス、⑤ホテル・ロジック・サービス、⑥レストラン・サービス、⑦海運代理店サービス、⑧カーゴハンドリングサービスの分野に関し、外資比率を含めて改善すると約束した。 外資比率については、現地で生産する製品を扱うことを条件に、販売会社、修理などのアフターケアを行うサービス会社への出資比率の上限を現行50%未満から75%、60%に引き上げる。 ・2008年2月、銀行業の外資出資比率規制が25%以下から49%以下に緩和された。また、保険分野の外資出資比率規制が25%以下から49%以下に緩和された。 			
	JEITA 日機輪	(2)	工場拡張規制	・ゾーニング法により、工業団地外にある製造会社では、敷地内であっても、 <u>工場の拡張が認められない。</u>	・ゾーニング法の基準見直し。		
	日機輪	(3)	スクラップ業の役員のタイ語読み書き能力要件	・スクラップ取引を行うためには、監督官庁である <u>Ministry of Interior から Antique License を取得する必要がある。しかしながら同省によれば、その要件として当社の役員がタイ語の読み書きができなければならないとされており、事実上参入不可能。</u>	・金属資源の再資源化はタイにとっても重要であるところ、 <u>タイ語の読み書きができない役員を擁する外国企業が事実上参入できないような規制又は運用を緩和すべき。</u>		
2	国産化要請・現地調達率と恩典	日機輪	(1)	自己資本規制	・減税等の恩典を受けるためには、当該投資の負債と登録資本金の比率が3:1以内でなければならないという条件がある。	・当該規制の撤廃あるいは緩和して頂きたい。	・タイ投資委員会

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
4	撤退規制	日機輸	(1)	会社清算手続の長期化	・事業終息した会社の清算がなかなか完了できない。	・ <u>税務手続きの早期化。</u>	
6	外資優遇策の縮小	日機輸	(1)	クラスター制度への変更による BOI 投資優遇措置の縮小	・2015 年より、新投資優遇制度(クラスター制)が運用開始となった。電機産業の新投資プロジェクトにとって新制度は、従来のゾーン制で享受していた優遇措置に比べ大幅に低いものとなっている。	・ <u>既進出企業/新投資への、従来恩典継続を加味した奨励策への見直し。</u>	・投資委員会布告 ・第 2/2557 号 ・第 10/2558 号
7	外資法運用手続	日機輸	(1)	投資優遇制度の複雑さ	・タイ投資委員会(BOI)の「投資奨励法」及びその改正法に加え、「特定産業競争力強化法」や「EEC 法」があったりと、法・制度体系が複雑過ぎてわかりにくい。	・ <u>個別案件毎の BOI への相談が前提としても、ある程度事前に制度利用の是非が検討できるよう、分かり易いパンフレット等を作成する等工夫して欲しい。</u>	
8	投資受入機関の問題	日機輸 日製紙	(1)	BOI 恩典での輸入・承認手続の遅延	・BOI 恩典付きの設備輸入には、申請から BOI の承認まで時間(実働 30 日以上)がかかる。そのため、BOI で承認されていない設備や部品は、BANK GUARANTEE またはキャッシュで関税、VAT を一旦払い、後から還付というフローになっている。 Paperless System の運用開始により、一部の輸入品(治工具や金型など)は承認リードタイムが短縮された。	・電子化/簡素化してほしい。 ・承認までのプロセスを迅速化して欲しい(30 日以下)。 ・設備輸入/関税還付手続きへの Paperless System 導入。	・BOI 恩典での輸入手続き運用
					(対応) ・2013 年 11 月 1 日に始まった政治デモなどタイ政情不安の影響で、昨年末に任期切れとなった投資委員会(BOI)の委員の新たな任命に遅れ、BOI の新たな投資認可業務にも遅れが生じた。 ・2014 年 6 月 7 日、タイ国家平和秩序評議会(NCPO)、投資委員会(BOI)の新委員 18 名を任命、BOI 認可プロジェクトの運用を加速化するべく、工場操業許可(Ror Ngor 4)取得までの審査期間を従前の 90 日から最短 30 日に短縮するよう工業省に指示。 ・2015 年 3 月 9 日、タイ投資委員会(BOI)は、投資促進政策の実効性を高めるべく BOI 決定への不服申立て、関税上の恩典、投資政策の調整に関する各小委員会を新たに設置する通達(Notification 1/2558 及び Notification 2/2558)を発行した。		
					(改善) ・2014 年 6 月 7 日、タイ投資委員会は、第 1 回会合を開催し、棚上げされていた BOI 外国投資プロジェクト(自動車・鉄鋼・エレクトロニクス産業関連等)を承認。		
	日機輸	(2)	BOI 投資優遇策の関係当局間の連携不足	・タイ国税局と BOI(タイ投資促進委員会)の解釈の違いに端を発し、BOI から優遇税制の適用を受けた事業の税務処理をめぐる法廷闘争で、結果的に NMB ミネベアが敗訴し巨額の追徴課税となった問題で、同じく BOI 認可企業として大きな危機感を抱く。投資奨励法の不備を指摘されながら、タイは関係当局間で擦り合わせをせず放置したままにし、結局約束を反故にしており、同国の投資奨励策に疑問を抱かざるをえない。	・新制度を導入する際は、あらゆるケースを事前に想定し、生じる諸問題に対して事前に関連当局と十分に調整すべき。	・投資奨励法	
	日機輸 日機輸	(3)	長期間を要する BOI 廃却審査	・BOI 恩典を利用して輸入した部品や設備を不具合などの理由で返却輸出する場合、BOI の承認までに実働 15 日程度かかる。	・電子化/簡素化してほしい。 ・承認までのプロセスを迅速化して欲しい。 ・Paperless System 導入。	・BOI 恩典での返却手続き運用	
	日機輸			・BOI 恩典を利用した部品、設備等を廃却する場合の BOI の承認までの時間が実働 30-45 日かかる。	・電子化/簡素化してほしい。 ・承認までのプロセスを迅速化して欲しい。 ・Paperless System 導入。		

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協	(1)	高輸入関税	<ul style="list-style-type: none"> ・クロックの関税は 20% で高率である。 【参考】ウォッチの関税は 5%。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関税率の低減及び撤廃。 	
				<p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2012年1月10日、タイ財務省はタイ関税率分類法(Thai Customs Tariff Classification Act)第12条に基づく関税率引き下げ・撤廃に関する従前の財務省通達を修正する通達第15号(No. 0518/Wor 15)を正式に公布した(2012年1月1日に遡って施行)。 ・2012年11月18日、タイ首相は、米国大統領に TPP 交渉に参加する意思を表明した。 <p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2007年4月3日、日・タイ経済連携協定が署名され、11月1日に発効した。 <ul style="list-style-type: none"> －鉄鋼:すべての関税を10年後までに撤廃、熱延鋼板に関しタイに製造設備がない又は製造できないものは即時撤廃し、一部に無税枠を設定、それ以外は10年後に撤廃。即時撤廃は、全輸出量の364万トンの25%、無税枠は熱延鋼板用95万トン、その他は5年後、6年後、9年後、10年後に撤廃。 －自動車:3000cc超については、現行80%を初年度から段階的に5%ずつ60%まで引き下げ、2009年に再協議を行う。3000cc以下は、5年後に再協議。 －自動車部品:現行関税20%超の品目は、初年度に20%まで引き下げ、5年後に関税撤廃。関税20%以下の品目は、5年後に撤廃。センシティブ5品目(エンジン・エンジン部品)は、7年後に撤廃。 －電気・電子製品:例外なく10年以内に撤廃。 －化学品:例外なく10年以内に撤廃。参考:関税率については、以下の外務省のサイトを参照。 (https://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/thailand/epa0704/annex1.pdf) ・2008年7月28日、タイ工業相は、BOIは地域統括本部(ROH)の研究開発利用を目的とする機械の輸入に対する関税を免除したと発表した。 ・2009年6月1日、日アセアン経済連携協定(AJCEP)がタイについて発効した。 ・2012年1月5日、財務省は、閣議決定を経て、2011年10月にタイを襲った大洪水の被害を受けた事業者の救済を目的に、機械の置き替えや修理のための機械部品や工具、完成自動車、自動車生産・組み立て用部品などについて輸入関税を免税するとの告示を出した。1月14日、工業省も、洪水の影響を受けた事業者の救済を目的に、置き換える機械や部品、同付属品、それら機械に使われる工具などを含め、無税での輸入を認可する基準と手続きなどを示したガイドラインを公表、31日に官報に掲載した。これにより11年10月25日～12年6月30日の間、対象品目を無税で輸入できる。 ・2012年5月15日、財務省は、日タイ経済連携協定(JTEPA)において、関税撤廃が「AFTA完了」が条件となっていた自動車部品100品目のうち、撤廃が約束されていたギアボックス、クラッチ、シートベルトなど80品目(HS8ケタ)の関税を12年4月1日に遡って撤廃すると告示した。 ・2012年5月23日、タイ財務省は日タイEPA(JTEPA)の関税率表(2012～2017年)の修正に関する通達(Notification No. 0518/Wor 351)を公布した(2012年4月1日発効)。この修正(関税引き下げ・撤廃の迅速化)は主にHS84, 85, 87の品目に影響が及ぶ。 ・2012年5月24日より、タイ関税局は輸入関税免除の対象となる機械・電気機器(84類49品目、85類29品目、90類9品目)を追加して適用した。 		
				JBMIA	(2)	WTO 情報技術協定(ITA)不履行
日機輸	(3)	関税分類の恣意的適用	<ul style="list-style-type: none"> ・液晶モニター(IDP/TWB)の輸入通関において、従来より、分類「その他カラーモニター(8528.59.10.000 / 関税 20%)」で輸入通関中。WCOのHSコード改定(HS2017)後、新設された分類「PCに直接接続でき、それと共に使用するよう設計されたモニター(8528.52.00.000 / 関税 0%)」での輸入通関に取組み中。 <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2015年10月19日、タイ財務省は、関税評価・関税分類・原産地に関する事前教示制度の申請手続きに対しサービス料を徴収する通達を公布(即日施行)した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関税分類のルールに則った適正な関税分類になるように働きかけて頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関税法 ・WCO(世界税関機構)のHSEN(関税分類解説)の通則(1、6) 	

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	JBMIA 電線工	(4)	関税分類の事前教示の遅延	・事前教示制度(事前に HS コードを税関担当者に判断頂き、お墨付きを頂く)はあるものの、時間を要する(最低 2 ヶ月)。また証明書の有効期限は 2 年と短い。	・判定のできる限りの自動化・有効期間の延長を求めたい。	・タイ税関通達 No. 54/2551
	日機輸	(5)	事前教示制度の申請受付期間の短縮の必要	・事前教示制度を活用するには、「輸入の 3 か月から受け付けなので、2 か月では申請不可」と受付拒否された。	・輸入前短期間での受付と業務スピードアップ。	・関税法
	自動部品 日機輸 日機輸	(6)	関税評価の恣意性・不透明	<p>・関税額を決める際、契約上はロイヤルティが生じないのに、ロイヤルティが生じたとみなした上で課税価額を決められている。同じ契約内容でも、他国ではロイヤルティが生じたとみなされていない。</p> <p>・税関担当官の恣意的な判断により不適切に高い関税を徴収される。(担当官によって判断が異なる場合ある。)</p> <p>背景に関税納付漏れとなった場合、税関職員の給与補填的な側面を持つ報奨金分配制度がある(2017 年 11 月に関税法が改正され、報奨金の減額等を含む内容であったが、報奨金分配制度自体は残っている)。</p> <p>(対応)</p> <p>・タイの財務省令第 132 号 9 項(1)は、「販売価格(現実に支払った又は支払うべき価格)」に「直接又は間接に輸入物品に関連し且つ当該輸入物品の販売の条件として支払われるロイヤルティ及びライセンス料」を加算して取引価格を算定できると規定している。海外本社等へのロイヤルティやライセンス料の支払いがある場合、輸入者に契約書の提出を要求。契約書におけるロイヤルティの支払いの対象や算定方法等の規定内容が不十分でロイヤルティが輸入物品と全く関連性を有していないと説明できない場合には、関税局調査官は、本社から輸入する部品や半製品等の取引価格(関税評価額)にロイヤルティを加えることを主張するといわれる。</p> <p>・2015 年 3 月 3 日、タイ税関は、貿易・通関手続き円滑化のため、事前教示制度について従前の関税分類のみから関税評価を含む事前教示へ拡大する通達(Notification 38/2558)を発行し、3 月 4 日より実施。さらにタイ税関は、事前教示制度について関税分類と関税評価のほか原産地関係の事前教示にも拡大し、2015 年 3 月 4 日に遡って実施した。</p> <p>・2015 年 10 月 19 日、タイ財務省は、関税評価・関税分類・原産地に関する事前教示制度の申請手続きに対しサービス料を徴収する通達を公布(即日施行)した。</p>	<p>・WTO 協定に照らし、ロイヤルティを課税価格に含めるべきかを適切に判断して欲しい。</p> <p>・通関当局の判断の統一。</p> <p>・報奨金分配制度の廃止。</p>	<p>・関税法</p> <p>・報奨金分配制度は税関の内規にはあるが未公表。</p> <p>・WTO 関税評価協定</p>
	JEITA	(7)	輸入関税の課税対象の恣意的な変更	<p>・タイ販売会社が保税倉庫に積んだ製品を、タイ国内の取引先に販売する際、保税倉庫への搬入時と、保税倉庫から引き出す際の換算レートの違いから、大きく為替が動いた場合、輸入価格の方が得意先への販売価格よりも高くなってしまふ、逆ザヤが生じてしまふ。</p> <p>これに対して、タイ税関から輸入価格に対して VAT を課す旨の連絡を受けたので、当該処理に対する法的根拠の明示を求めたが、拒否された。代わりに、逆ザヤが生じている限り、通関を止めるという対抗手段を取られた。</p> <p>更に、タイ税関は CIF を基準としているため、輸入価格に含まれる輸送費を計算する際、すべての出荷ごと、アイテムごとに実費を計算するよう要求された。そこでタイ販売会社は、輸入価格の調整及び輸送費の計算に非常に多くの手間を取られている。</p>	<p>・THB への換算レートに関して、過去のレートを恣意的に適用することはやめて欲しい。</p> <p>・もしタイ国内法により、認められた正当な行為ならば、当局の公式見解として、明示して欲しい。</p> <p>・出荷ごと、アイテムごとの輸送費実費計算は、実務上困難であり、一定期間に要した Total の輸送費の平均値を輸送費としてみなして欲しい。</p>	
	日機輸	(8)	税関の奨励金分配制度の弊害	<p>・タイの通関で BP/IBP 制度が存在しない為、暫定価格での通関後の最終価格への修正で過大なペナルティを要求される。</p> <p>且つ、調査期間を不必要に延ばすことで延滞金利を多く徴収された。(報奨金分配制度による悪影響がある)。</p>	<p>・BP/IBP 制度の導入。</p> <p>・報奨金分配制度の廃止。</p>	<p>・関税法</p> <p>・タイ関税法第 102 条 3 項(奨励金分配)</p>

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸 電線工			<p>・事後調査は未受検だが、輸入時に許可された HS コードが事後調査時の調査官の恣意的な判断で覆され、莫大な追徴課税を受けたことを複数のフォワーダーや取引先から聞いている。実際に被害を受けていることが分かっており、今後の事後調査が不安である。</p> <p>・17 年度ネットワーク機器の輸入 HS コードで間違いが指摘された際、過去の国際判例から当社申告の HS コードに間違いがあり、該当費目の追徴課税及びその輸入消費税 THB3M(10 万円)の支払いを要求されたが、その処置について、税関担当者より罰則金額のコメントが異なったこと、関係者間をたらい回しにされたなど時間を要した。また、当該案件の検査官に報奨金として 1/3 が支払われるなど、国としての制度の運用に問題がある。</p> <p>(対応)</p> <p>・タイ関税法第 102 条 3 項では、関税法違反の発見と違反者の逮捕を補助した情報提供者や税関職員に対して、政府から報奨金(情報提供者に対しては罰金の 30%、関税局調査官に対しては罰金の 25%)を与える旨定めている。また、タイ関税法第 27 条及び第 99 条では、技術的・手続的なミスも刑事犯罪とされ、有罪判決を受けた者は、4 倍の罰金若しくは 10 年以下の禁固又はその併科に処せられると規定されている。</p> <p>・タイ新関税法は、2017 年後半にも実施の見込み。賄賂、報奨金制度等の改定等を盛り込み、国家立法議会による新関税法案は可決済み。</p> <p>・タイ新関税法は、2017 年 11 月 13 日に発効。報奨金については上限が設けられ、押収品売却額の 40%+500 万バーツを上限とした。</p>	<p>・税関の信頼性・制度の透明性を高めるため、事後調査時の調査官の報酬制度は止めて頂きたい。</p> <p>・制度運用の適正化。</p>	<p>・タイ関税法第 27 条、99 条(有罪判決を受けた場合は CIF(+VAT や金利)の 4 倍の罰金)</p>
	日機輸 日機輸	(9)	輸入通関手続の不透明	<p>・タイ現地における輸入通関の際、タイ国法に則り輸入通関を実施していても、タイ国税関担当官の判断により通関不備の指摘を受けるリスクがある。その場合、ペナルティーも明確な規定なく、担当官の判断次第である。不服申し出のルールもあるが、解決迄長時間を要するルールしかなく、法令上のペナルティーの最大金額は当該物 CIF 価額の 4 倍と金額的なリスクも高い。</p> <p>・各税関の担当毎に理解度・運用にバラつきあり、通達内容も徹底されていない。</p>	<p>・輸入通関ルールの明確化。</p> <p>・税関の通達(タイ語のみ)を英語併記にして発行する。</p>	<p>・Customs_Act_2469</p>
	日機輸	(10)	中古設備輸入手続の煩雑	<p>・タイ国内で手配出来ない設備において、中古設備の輸入手続きが煩雑である。 →既に申請はシステム化が実施され、簡素化されている。</p> <p>(対応)</p> <p>・タイでは、中古車は国内産業保護育成と環境汚染抑制の観点から輸入許可品目とされ、中古車であっても車両重量 3,500kg 以下の場合には規格基準への適合が求められ、関税並びに厳しい輸入条件が課せられる。</p> <p>・2019 年 12 月、中古輸入を禁止する通達が発効した。</p>	<p>・タイ国内で手配出来ない設備の場合、輸入手続きの簡素化。</p>	<p>・投資奨励法第 28 条または第 29 条</p>
	日鉄連 日鉄連	(11)	アンチダンピング措置の濫用	<p>・2003 年 3 月 10 日、ステンレス冷延鋼板への AD 税賦課(日本、韓国、台湾、全 EU)。</p> <p>・2008 年 3 月 13 日、ステンレス冷延鋼板サンセットレビュー開始。</p> <p>・2009 年 3 月 19 日、上記サンセットレビューの結果、措置継続を決定。</p> <p>・2014 年 3 月 18 日、上記 AD の 2 回目のサンセットレビュー開始。</p> <p>・2015 年 2 月 25 日、DFT がククロの最終決定を公示。</p> <p>・2003 年 5 月 27 日、熱延鋼板への AD 税賦課(日本、韓国、台湾など 14 カ国)。</p> <p>・除外品目は輸出用、TF 鋼、TMBP などで、リロール用に関しては、年度毎に輸入枠を設定。</p> <p>・2004 年 3 月 19 日、上記熱延鋼板 AD 課税の一時的適用除外(半年間)。</p>	<p>・措置の廃止、措置長期化に反対。</p> <p>・措置の廃止、措置長期化に反対。</p>	<p>・反ダンピング税(発令時期) -H 形鋼 08 年 10 月-冷延鋼板 14 年 2 月 -ステンレス鋼板 13 年 2 月 -熱延鋼板 12 年 12 月など ・セーフガード税 -熱延合金鋼板 13 年 9 月など</p>

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>・2004年9月20日、上記熱延鋼板ADの除外期間終了、課税再開。</p> <p>・2008年5月27日、上記熱延鋼板ADのサンセットレビュー開始。</p> <p>・2009年5月26日、上記サンセットレビューの結果、措置継続を決定、併せて自動車用リロール鋼板等を除外。</p> <p>・2010年6月30日、熱延鋼板AD事情変更見直し最終裁定。AD措置継続中。</p> <p>・2014年5月22日、上記熱延鋼板ADの2回目のサンセットレビュー開始。</p> <p>・2015年1月12日、DFTがクロの最終決定を公示。</p> <p>(対応)</p> <p>・BOIは、国内鉄鋼産業保護を目的として、2002年1月末から6ヶ月間輸入課徴金(CIF価格の25%)を課した。</p> <p>・2002年2月、SSIなど国内鉄鋼メーカー5社が14カ国・地域からの熱延鋼板輸入に対してAD提訴した。2002年7月29日に、AD調査委員会は、調査開始と同時にCIF価格の30%の保証金の徴収を開始した。2002年11月、AD暫定税を課す仮決定がなされた。</p> <p>・2003年5月16日、熱延鋼板輸入に対し、5.98～136.50%(日本製品に対しては36.25%)のAD税を付加する最終決定をした。その課税対象に、タイ国内に供給能力のない(従って産業被害のない)冷延用熱延鋼板が含まれていたが、日本鉄鋼連盟や磐谷日本人商工会議所(JTC)などの反対要請もあって、冷延用熱延鋼板を課税対象から外すことで、関係者間で合意をみた。</p> <p>・2008年5月27日、熱延鋼板に関し、サンセットレビューが開始された。</p> <p>(改善)</p> <p>・2003年5月から5年間、日本製熱延鋼板に対してAD税が賦課されているが、日本企業A社の異議申し立てに対して商務省ダンピング調査委員会は同社のAD税率36.25%を3.22%に引き下げる決定を行った。</p> <p>・2005年9月、2006年9月の年次レビュー調査実施により、熱延鋼板のダンピング・マージンが引き下げられた。</p> <p>・2019年11月、アンチダンピング・相殺関税改正法が発効した。迂回防止の規定が加えられた。</p>		
	日鉄連	(12)	セーフガード措置の濫用	<p>・2012年11月27日、合金鋼熱延鋼板へのセーフガード調査開始。</p> <p>対象鋼材が不明確(流通・加工業者経由の自動車用途、再輸出材などの記載なし)。冷延加工用・焼入れ用・自動車用の鋼材はセーフガード調査の除外対象となる見込みであるが、日本からの輸入は急増しておらず、特定国からの輸入を対象とした措置をとるのであれば、セーフガード調査ではなく、アンチ・ダンピング調査を実施すべき。</p> <p>2013年2月27日、暫定措置の官報告示。33.11%の暫定税率が賦課。</p> <p>2013年9月12日、最終決定の官報が告示され、暫定措置発動日から3年間にわたり、以下のSG関税が賦課。</p> <p>1年目:(2013年9月15日～2014年2月26日:44.20%)</p> <p>2年目:(2014年2月27日～2015年2月26日:43.57%)</p> <p>3年目:(2015年2月27日～2016年2月26日:42.95%)</p> <p>尚、冷延鋼板・焼き入れ加工、自動車産業用途、その他官報の付属書に記載された鋼材規格は適用除外。</p> <p>2015年7月17日、延長レビュー開始。</p> <p>2016年2月26日、DFTが措置延長の最終決定。</p> <p>1年目:(2016年2月27日～2017年2月26日:41.67%)</p> <p>2年目:(2017年2月27日～2018年2月26日:40.42%)</p> <p>3年目:(2018年2月27日～2019年2月26日:39.21%)</p>	<p>・除外品目追加手続の簡素化・明確化。</p> <p>・輸入者認定の明確化。</p>	<p>・商業省外国貿易局公告</p>

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日鉄連			<p>・2014年1月30日、非合金鋼熱延鋼板、厚板へのセーフガード調査開始。 2014年5月27日、セーフガード委員会が34.01%の暫定セーフガード税を賦課する旨、WTO通報。 2014年6月6日、暫定措置の官報告示。34.01%の暫定税率が賦課。 2014年12月23日、最終決定の官報が告示され、暫定措置発動日から3年間にわたり、以下のSG関税が賦課される。 1年目:(2014年12月24日～2015年6月6日:21.92%) 2年目:(2015年6月7日～2016年6月6日:21.52%) 3年目:(2016年6月7日～2017年6月6日:21.13%) 2016年10月3日、延長レビュー開始。 2017年6月6日、DFTが措置延長の最終決定。 1年目:(2017年6月7日～2018年6月6日:21%) 2年目:(2018年6月7日～2019年6月6日:20.87%) 3年目:(2019年6月7日～2020年6月6日:20.74%) 2016年1月26日、合金鋼H形鋼へのSG調査開始。 2016年12月9日、重要事実の開示。 2017年1月27日、最終決定の官報が告示された。概要は以下の通り。 2017年1月28日～2018年1月27日:31.43% 2018年1月28日～2019年1月27日:31.05%。 なお、発展途上国、再輸出向け、特定のグレードなどを対象とした適用除外が設けられた。</p> <p>・2016年1月26日、合金鋼H形鋼へのSG調査開始。 2016年12月9日、重要事実の開示。 2017年1月27日、最終決定の官報が告示された。概要は以下の通り。 －2017年1月28日～2018年1月27日:31.43%。 －2018年1月28日～2019年1月27日:31.05%。 なお、発展途上国、再輸出向け、特定のグレードなどを対象とした適用除外が設けられた。</p>	<p>・自動車用、再輸出向け等、日本材の対象除外。</p>	
	日鉄連			<p>(対応)</p> <p>・2013年12月27日、タイ外国貿易局、日タイ経済連携協定に基づく2014年の鉄鋼輸入割当を公表。 ・2014年3月4日、タイ商務省は通達を発し、現在セーフガード措置の対象となっている一部グレードの熱延鋼製品に追加優遇措置を実施(3月5日発効) －2014年3月4日付け通達【タイ語】(http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2557/E/041/17.PDF) ・2014年5月30日、タイ商務省、現在セーフガード措置の対象となっている一部グレードの熱延鋼製品及び一部輸入者に追加優遇措置を実施(2014年5月31日発効) －2014年5月30日付け通達【タイ語】(http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2557/E/091/45.PDF) ・2015年10月29日、タイ商務省外国貿易局は、日タイ経済連携協定(JTEPA)に基づく2015年の第3回鉄鋼輸入割当(鉄鋼関連産業に属する自動車・電気・亜鉛めっき鋼産業対象分の鉄鋼輸入割当残量)を公表。 ・2016年12月16日、タイ商務省、現在セーフガード措置の対象となっている一部グレードの熱延鋼製品及び当該製品の一部輸入者(特定用途に限る)を適用除外に追加(2015年12月17日発効)。 ・2016年2月3日、タイ外国貿易局、一部構造用合金鋼のH形鋼梁(HS 7228.70.10000、7228.70.90000)に対するセーフガード調査を開始。</p>		

※經由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<ul style="list-style-type: none"> 2016年2月3日、タイ商務省外国貿易局、日タイ経済連携協定(JTEPA)に基づく2016年の鉄鋼輸入割当を公表。 2016年10月4日、タイ外国貿易局は、熱間圧延鋼材に対するセーフガード措置の見直しを開始。 2016年11月7日、2017年1月11日、2017年2月23日、タイ商務省は、セーフガード措置の対象となっている一部グレードの熱延鋼製品及び対象製品の一部輸入者を適用除外に追加する通達を公布。 2017年1月31日、タイ商務省は、一部構造用合金鋼のH形鋼梁に対するセーフガード税を賦課。 		
	自動部品 日機輸 日農工	(13)	EPA 特定原産地証明書の取得手続の煩雑・不透明	<ul style="list-style-type: none"> 現在のEPAやFTAを締結した国々との貿易では優遇関税の取引が活発になると予想されるが、優遇関税を適用するには特定原産地証明を出荷毎に商工会議所に出向いて入手し、輸入国での輸入通関に間に合うように発送する必要がある。 産業車両のEPA適用は手続きが煩雑で、コスト・人手・時間を考慮すると、利用は非現実的。EPAを結んではいるものの、適用のハードルは日本側が一方向的に高い。 特定原産地証明書を発行する際に、書類に船名の記載は義務付けられていないが、2016年に発効した証明書にその記載がない為に、現地でもだに関税の還付を受けられずにいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 貿易サブシステムなどを活用し、申請、取得、輸入者への提出が電子的に行えるようにする。 フォークリフトのEPA利用の手続きの簡素化(主要部品のみ証明に留めるなど)。 必須項目の記入を全て満たした書類に対して、輸入税還付の公平な判断をして頂きたい。 	
	フル工 自動部品	(14)	日タイEPA適用申請審査の煩雑・遅延	<ul style="list-style-type: none"> JTEPAは関税免税適用申請審査が遅く、手続き遅れによる節税機会損失が発生。 	<ul style="list-style-type: none"> 審査の迅速化。 	
	フル工 自動部品	(15)	BACK TO BACK ルールの適用規制	<ul style="list-style-type: none"> 日本製品をタイ(第三国)経由(一時保管)で対日EPA締結国へ輸出する際、EPA再適用と再輸出に関する規制あり。また、出荷は分割可能であるが、入荷数量と出荷数量をひも付管理のうえ、出入庫総数を1年間で一致のうえ、完了させる必要あり。そのため、EPA対象以外の国への柔軟な出荷ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> 入庫数と出荷数のイコール規制の撤廃。 	
	日機輸	(16)	輸入手続のタイ語翻訳対応	<ul style="list-style-type: none"> 輸入手続きのタイ語翻訳について、日本人では対応出来ないためタイ人スタッフによる作業となり、非常に時間と手間が掛かり、負担となっている。(特に品目が多い場合) 	<ul style="list-style-type: none"> 輸入手続きを英語対応可能にする。 	<ul style="list-style-type: none"> 関税法
	自動部品	(17)	税関システムにおけるEメールアドレスの不備	<ul style="list-style-type: none"> 関税のシステムにEメールアドレスがなく、コンタクトを図る際に不便なケースが多々あり。 	<ul style="list-style-type: none"> Eメールの設置をお願いしたい。 	
	自動部品	(18)	新通関システム登録手続の不透明	<ul style="list-style-type: none"> ACT 12 システムにおいて、通関にて新システムに登録を2016年9月22日から開始したが、現在に至っても登録が完了の通知が来ておらず、事前に輸入税を支払っている。 HS code no. 87083090 	<ul style="list-style-type: none"> 登録処理完了までの期日の明確化及び短縮化。 	
	日化協	(19)	輸出専用農薬登録に関わる規制	<ul style="list-style-type: none"> タイ国内で輸出専用農薬登録を取得するためには、予め輸出相手国(例えばインド)での農薬登録の取得が必要。一方、輸出相手国の中には、そこで農薬登録を取得するためには、先にタイでの農薬登録取得を要求される国がある(例えばインド)。このため、どちらも登録が取れず身動きの取れない状態が続いている。 	<ul style="list-style-type: none"> タイ国内で輸出専用農薬登録を取得する時に、輸出相手国での農薬登録を不要とするよう制度改正。 	

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸	(20)	輸出規制該当品の新ルール	・2019年1月より適用される新ルールとして、輸出する全点、該当・非該当のチェックをし、品目によってはDFT(海外貿易局)への申請手続きが必要だが、詳細運用が確立されていない。	・セミナー開催などによる企業側への詳細説明。 ・企業側が抱える問題点の吸い上げ。	・商務省告示
10	自由貿易地域・経済特区での活動規制	フル工 自動部品	(1) FREE ZONE 倉庫の保管ルール改正	・入庫から保管期限が2年間に改正され、FREE ZONE のメリットを阻害。商品の販売サイクルを考慮するとルールに一部抵触する恐れあり。延長が1年可能となる処置があるが、基準が明確になっていない。	・新ルール施行の1年前となる、2016年8月ごろに通達があったが、乙業者も認知できない状況であり、適用開始までの猶予期間が必要。さらに延長基準の明確化もお願いしたい。	
12	為替管理	日機輸	(1) 外貨送金手続の煩雑	・輸入時の申告書と共に外貨送金を銀行に依頼するため、送金手配が煩雑化。		
	JEITA 日機輸	(2) 外貨規制緩和措置と税務行政との不整合	・2010年に入り外貨規制緩和が発表され、基本的には改善の方向で動いているが、中銀による規制緩和と税務面での整合性がとれていないので、実質的にワークしていない。	・国内外貨決済につき、中銀と税務当局が調整を行い、課税リスクを排除してほしい。 ・付帯条件のうちオペレーション上支障となりうる細則について、さらなる改善を求める。 為替管理: －外貨講座の原資別口座管理規則の撤廃 －国内外貨決済における下記条件の撤廃 ①輸出で得た外貨のある企業のみが以下支払可 ②実需確認資料の銀行への提出 ③歳入丁からの外資インボイス発行許可の取得	・外国為替管理法 ・財務省省令	
13	金融	日機輸	(1) 関連会社に関する独自の基準	・A社(販売会社、C社の孫会社)とB社(製造会社 C社の子会社)は共に日本の親会社C社の連結子会社であるが、A社B社間に直接の資本関係はない。A社とB社は日本の親会社C社を頂点とする関係会社であるが、タイは独自の基準を持っており両社を関係会社とみなさない(直接の資本関係しか認識しない)。そのため、A社の豊富な余剰現金をB社に貸付けるためのライセンスを商務省が発行しないという状況になっている。	・直接の資本関係だけでなく、いわゆる孫、ひ孫といった関係も含めたグループ編成を理解し、子会社、関連会社という関係会社の定義を見直すべき。	・外国人事業法 ・会社法
	日機輸	(2) 銀行振込の振込人判別不可	・バイヤー等が銀行振込で当社宛に支払いを行った場合、当社側では通帳を見ても支払人が誰なのか判別不可。	・業務効率化のため、銀行振込で振込人を判別できるような仕組みを構築する。		
	日農工	(3) イラン案件での着金手続き	・イラン向け三国間取引(タイ生産⇒日本⇒イラン)にて最終仕向地がイランの場合、イランから日本への着金後、生産国(出荷元)であるタイへ日本から商品代金を送ったがタイでの着金までかなりの時間を要した。イラン案件であるがゆえにAMLO(Anti-Money Laundering Office)での審査となり、必要な書類が多く且つ、審査に時間がかかった。	・各国の関連規制に抵触しないことが明確である場合としての審査基準を設けて頂きたい。	・輸出貿易管理令 ・OFAC	

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸	(4)	会計制度	・連結で適用されている US GAAP 会計が認められておらず、またそこから簡便法で最終バランスだけを現地通貨に conversion することも認められていないため、USD 建て・THB 建ての会計をそれぞれ別途に行う必要がある。	・会計制度の 1 本化して頂きたい。	
	日機輸	(5)	Gearing ratio 規制	・在タイ金融子会社に gearing ratio が課されており、短期借入金÷資本金の比率が 7 以下になるよう要求されている。	・同規制の撤廃して頂きたい。 ・gearing ratio 規制が必要な場合は、タイ・トレジャリーセンター単独ではなく、タイにおけるグループ会社連結ベースで適用して頂きたい。	
14 税制	日鉄連 日機輸 フル工 自動部品	(1)	法人税務調査・更正の恣意性、還付の遅延	・タイ投資委員会(BOI)認定企業(=非課税)の通関業務をコイルセンターが代行するケースで追徴課税が発生した(法解釈の恣意性)。 ・税金の還付を受けるまでに長期間(1年以上)を要する。 ・VAT(付加価値税)の還付金の審査に時間がかかり、キャッシュの機会損失が生じている。 (日本と異なり税務署から納税者への還付が遅れても延滞金は支払われない。)	・追徴課税中止。 ・査定や事務手続きの簡素化、時間短縮化。 ・審査の迅速化。	・The revenue Department's Depatmental Instruction NO. TAW PAW 4/2528 により
	JEITA 日機輸 日機輸	(2)	税法解釈の曖昧・不統一	・税務当局の税法解釈の相違や未熟さで、正規の税法が運用されないケースがある。 ・税法が曖昧であり、担当官の解釈により過年度の税務申告額の修正を求められる場合がある。	・より詳細な税法制定と、担当官に左右されない均質な運用を求める。	・タイ国税法典第 27 条
	日機輸	(3)	高額な延滞金利(サーチャージ)	・過年度修正の場合には、納税延滞金として 1.5%の金利(サーチャージ)が求められる。	・サーチャージについては、修正内容に応じた利率設定を求める。	・タイ国税法 第 27 条滞納加算金
	JEITA	(4)	曖昧な PE 認定基準	・得意先から、タイやインドネシアでの VMI(Consignment stock)在庫を持つよう要求されることが多いが、非居住者である場合、障壁や懸念が大きく対応できない。 AEC の発足により、ヒト・モノ・カネの自由化を謳いながら、PE の問題であったり、外国企業に対する事業ライセンスであったり、障壁は残っており、各国国内法の整備が追いついていない。その結果、ASEAN 域内でのより自由度の高い Flexible な事業展開の足かせになっている。	・AEC や FTA といった国際的な枠組みに準拠した各国国内法の迅速な整備。	
	日機輸	(5)	PE の有無に拘らず源泉徴収税の賦課	・日本タイ租税条約上、事業所得に関し、日本企業がタイに PE を保有しなければタイの所得税は課税されない規定になっているが、政府、国営企業が客先の場合、タイ国内の PE 有無にかかわらず源泉徴収(1%)が課されることが慣習化している。	・タイ国内に PE が無い場合の課税廃止。	・タイ国税法典第 69 条の 2
	フル工 自動部品	(6)	先行き不透明な税制改正	・移転価格税制の文書化に関する法律は現時点で大枠は決まっているものの、税制改正の詳細や開始時期が未定。詳細、開始時期が決定してから実際の実施までのリードタイムが短いと噂されている。	・各社が準備するための時間を十分確保してもらえよう現地当局に要請頂きたい。	
	建産協	(7)	FZ 認定要件の厳格化	・Free zone 認定業者がローカル販売する際に免税申請の手続きがあるが、認定の要件が制度改訂のたびに厳しくなっている。協力会社から情報提供しにくい内容(原価など)となっており、手続きを断念せざるを得ないことが増えつつある。	・申請者が申請ができる手続きか事前調査をしていただき、申請者が準備しやすい手続き条件を整備していただきたい。	

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	日製紙	(8)	画一的な個人所得 税納税義務	・外国人が180日以上タイに滞在し、個人所得(給与・家賃)をタイ会社で支払う場合は、現地で納税義務が発生。回避するために、出張期間を短縮したり、日本側から直接家賃をTHB建てで毎月支払うなど対応が煩雑化。	・180日以上滞在者であっても、出張ベースの滞在であれば適用外とするなど特例を認めてほしい。		
	日機輸	(9)	高率の源泉税率	・取引から得られる所得に比べ、源泉税率が高すぎる。 従って、必ず税金の還付ポジションとなり、資金負担を含め負担が大きい。	・対象となる所得の範囲を絞る、又は、税率を下げる等の措置を希望。		
	日機輸	(10)	Special Business Taxの課税	・為替及び資金取引に対してVAT/SBT(Special Business Tax)がチャージされる。	・課税を撤廃して頂きたい。	・関税法	
	日化協	(11)	原料を無償支給する際の税制及びその他法規制が不明確	・農薬(製剤品)をタイ農薬会社に委託製造し、全量をインド等の第三国に輸出している。現状その農薬の主成分(原体)を日本で製造してタイ農薬会社に有償支給しているが、タイ農薬会社の主成分の代金支払いの負担を軽減させるために、無償支給としたい。しかし、タイ国内では、原料の無償支給による委託製造の実績がなく、タイ農薬会社は無償支給を受け入れられない状況にある。	・タイでの委託加工貿易において原材料の無償支給した場合の税制及びその他の法対応の参考例の明示。		
16	雇用	日機輸	(1)	労働許可取得・更新の厳格・煩雑・遅延	<p>・査証申請手続き、就業許可、再入国許可申請が煩雑。 <煩雑さの例> ー日本国籍を持つ者の査証申請は東京の領事部でグループ会社社員による代理申請を行えるようになったが、外国籍社員の手続きは管轄の地方領事館で本人申請をしなければならない。 ー提出書面の会社推薦状に必要となる押印の印章等が多い(社印、代表者署名、代表者印)。 ー提出書面の現地会社の登記簿の全頁に署名が必要。東京領事部で受け付ける日本国籍所持者については緩和されたが、地方領事館では同様の運用が残る。 ー登記簿の提出は同じ企業へ訪問する場合でも申請者全員が提出する必要がある。 ー名古屋名誉総領事館申請について登記簿の和訳又は英訳の添付が必要である。 ー名古屋名誉総領事館申請は、16日以上滞在はシングルのみ申請可であるがマルチプルエントリー(複数回入国)の申請できない。 ー就業許可(WP)の申請のたび、WP有効期間である半年ごとに英文卒業証明書の提出が必要となる。 ータイ投資委員会(BOI)に登録のない企業での業務は就労許可に1ヶ月を要し、一般的な出張者の滞在日数では許可が取得できない。BOIに登録のある企業は4日間で許可取得が可能であるが、滞在日数が短い出張者に適用出来ない。 ー労働許可の取得はタイ本国のみでの対応。日本での対応ができない。</p>	<p>・外国籍社員の手続きも東京の領事部でグループ会社社員による代理申請が行えるようになることが望ましい。 ・必要となる押印の簡素化、例えば企業で権限を有する人事担当等の署名のみとする。 ・登記簿に関し、東京領事部と同様に写し(コピー)の提出を持って地方の領事部でも受付られることを希望する。また、同一の会社での申請は会社を登録制にするなど、手続きの緩和を希望する。招聘状は原本ではなく写し(コピー)が受付けていただきたい。 ・登記簿の全頁署名の簡素化をしていただきたい。 ・タイ語で記載している登記簿は翻訳不要としていただきたい。 ・地方領事部であってもマルチプルエントリーの申請を可能としていただきたい。 ・一定期間内にWPの取得歴がある場合には英文卒業証明書の提出を免除していただくなど緩和していただきたい。 ・さらなる許可取得所要日数の短縮(即日等)を希望。 ・日本で手続きを、駐日本タイ政府機関でワンストップで取り扱っていただきたい。 例えば駐日BOI事務所にて行う。</p>	<p>・外国人職業規制法(Alien Occupation Law) ・外国人事業法</p>

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人がタイの就労ビザ取得手続は、通常、ノンイミgrantビザ・タイプ B(非移民査証 B)又はタイプ O(90日間有効)を取得して入国し、現地で滞在延長手続を行う。なお、「日本国の自然人が日本国において就労に関する非移民査証 Bを申請する場合には、同節の規定に基づく就労許可の申請に係る証明は、通常必要とされない」(日タイ EPA 第 118 条)また入国後直ちに、ノンイミgrantビザとは別にワークパーミット(就労許可証)を取得する。また、査証の有効期間中に出入国を繰り返す場合、リエントリー・パミット(再入国許可:入国日から 1 年間有効)を別途取得する必要がある。 <p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2007 年 11 月 1 日発効の日・タイ経済連携協定において、商用ビザ申請に際して、労働許可の雇用者代理申請を不要とするとともに、労働許可の雇用者代理申請に際しても査証申請者数の提出を不要とすることとした。また、300 万バーツ以上の投資企業の企業内転勤者はすべての者が査証と労働許可の申請に関するワンストップサービスセンターが利用できることになった。 2007 年 11 月 1 日発効の日・タイ EPA において、 <ul style="list-style-type: none"> ①在外タイ大使館で商用査証(ノンイミgrantビザ:Bビザ)を取得→タイ入国の際、90 日間の滞在許可取得→滞在中に労働許可取得→1 年までのビザ・労働許可の延長可、という手続を保障した。 ②日本国の自然人が日本国において就労に関するノンイミgrantビザ:Bビザを申請する場合には、タイ労働省雇用局へのワークパーミットの事前申請(Form WP3)の申請受領確認(letter of consideration of Form WP3)を提出不要とした。 ③15 日以内の短期商用滞在者は、労働局への届出手続きの簡素化(FAX による申請を容認、等)を検討して、1 年以内に結論を出す。 2010 年 1 月 4 日以降、滞在許可・労働許可申請窓口がバンコク所在のワンスタート・ワンストップ投資センター(OSOS)に一本化され、滞在許可・労働許可の更新手続の利便性向上が図られている。 日タイ EPA の第 118 条「自然人の移動に関する要件および手続」に日本での B ビザ取得の必要書類として、ワークパーミットの事前申請(WP3)の申請受領確認を求めないことが定められた。 		
	日機輸 日製紙	(2)	短期出張者の労働許可取得義務・手続の煩雑・遅延	<ul style="list-style-type: none"> 出張者と赴任者の現地での就労許可の申請手続が同じである。 短期間に複数回入国する際にビザ・労働許可書申請が求められる。申請から取得に要する時間が負担となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 出張者の申請手続を簡素化して頂きたい。 複数回入国する場合であっても、ビザ・労働許可書申請免除をお願いしたい。 	外国人職業規制法(Alien Occupation Law)
	日鉄連 JPETA 日製紙	(3)	外国人/現地人雇用比率規制	<ul style="list-style-type: none"> 駐在員事務所の外国人の人数が制限されている。 タイの駐在員事務所規則では、日本人駐在員 1 人に対して、タイ人 1 人の採用が義務付けられている。必要性に関わらずタイ人を雇用しなければならず、費用負担増となる。 <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> タイでの外国人の労働は、1978 年の外国人労働許可法(Alien Work Permit of 1978)によって管理され、そして労働局(Department of Employment)による労働許可の発行を管理している。その部局は、外国人の資格審査などの労働許可の発行を考慮する際に、タイ国民によって満たすことができる役職かどうか、企業で雇用されているタイ国民と外国人の比率といったタイの経済的なニーズを考慮する。 投資促進法(Investment Promotion Act)またはその他政府契約の形の下で雇用される外国人は、労働許可を得るのは、さほど難しくはない。投資促進法の下で雇用される外国人は、促進証明書(Certificate of Promotion)によって管理される特定の期間の許可を発行される。さらに、外国人が政府または企業と 30 日未満の期間のセミナーまたは会合に従事する場合、その外国人は外国人労働許可法遵守が免除となる。 2001 年外国人労働者の許可証発行手数料を 10 倍に引上げ 	<ul style="list-style-type: none"> 制限緩和。 日本人 1 人対タイ人 1 人の比率を見直してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人事業法 移民法 雇用局規則 14(タイ警察告示 2014 年 6 月 30 日付) 駐在員事務所規則

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<ul style="list-style-type: none"> ・2004年9月30日、雇用省発表によると、 <ul style="list-style-type: none"> －外国人労働者許可(AWP)の申請から発行までの期間を30日以内に短縮することを目指す －外国人労働者の就労期間をすべての申請者に対し1年間に1本化する －外国人労働者の就業可能条件として、1) タイ法に基づいて設立された企業に関し、資本金(200万バーツにつき1外国人労働者許可)、2) 外国人事業法(最低資本)に従って外国法に基づいて設立された企業に関し、資本金500万バーツにつき1外国人労働者許可、3) 外貨収入(300万バーツにつき1外国人労働者許可) ・輸出管理局は、2006年10月1日より入国ビザに関する規定を変更し、36ヵ国(日本を含む)のパスポート保持者について、ビザ無し入国による滞在許可日数の上限を半年間で合計90日間とすることとした。 <p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人は、BOIの投資奨励企業またはIEAT管轄の工業団地所有企業は、比較的容易に労働許可を取得できるが、そうでない場合、現在、外国人労働者の申請1人に対し、4人の現地労働者を雇用しなければならない。 ・労働許可手続の簡素化努力に関し、タイ政府は「ワンストップ・サービスセンター(One Stop Service Center)をビザ及び労働許可のために設立した。3000万バーツを超える資産を有する事業には、更新及びいくつかの実例では申請でさえも1営業日で手続きされ得る。逆に、登記資本金200万バーツから3000万バーツの事業では、手続が7日かかることになろう。しかしながら労働許可の有効期間は依然としてビザの期間を上限とし、かつ1年を超えない。 ・2007年11月1日発効の日・タイ経済連携協定において、①協定発効後の2年以内に投資金額に応じた外国人の労働許可申請枠や人数上限について結論を出し、②協定発効後3年以内にタイ人雇用義務の緩和を検討して結論を出す。また、③タイ人の最低月収要件を6万バーツ/月から5万バーツ/月に緩和することとなった。 		
	日化協	(4)	人件費の上昇	<ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金改正の施行や給与ベースアップにより人件費上昇は不可避。一方、低賃金の周辺各国のインフラ整備や技術力向上により、タイの会社の競争力低下の懸念の声が高まりつつある。 <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2012年9月5日、タイ中央賃金委員会は最低賃金(日額)を、全国一律300バーツにすると決定した。2013年1月1日から適用され、2015年までは据え置かれる予定。バンコク、ナコンパトム、ノンタブリ、サムットプラカン、サムットサコン、パトゥムタニの首都圏とブーケット(南部)の7都県では300バーツを超えているが、大半の県(70県)では賃上げとなる。 ・全国一律300バーツの最低賃金(日額)は、2016年6月まで維持される。 ・2017年1月23日付、通商弘報によれば、4年ぶりにタイの最低賃金が改定された。2017年1月1日から適用され、その引上げ量は最も高いバンコク都及び周辺県でも日額10バーツにとどまり、産業界への影響は軽微とみられるとのこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正なレベルの維持。 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働法 ・最低賃金法 ・タイ新労働保護法
	自動部品	(5)	労務問題	<ul style="list-style-type: none"> ・労使交渉時に生産を人質にした高額なベア・賞与を要求される。毎年、労務費負担増。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一企業での対応では限界あり。産業全体で取り組んで欲しい。 	
	JEITA 日機輸	(6)	エンジニア・管理職の 人材確保の困難	<ul style="list-style-type: none"> ・人事・経理・ITなどの管理者層、即戦力のエンジニアなどが慢性的不足。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国家をあげての人材育成取組み強化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Order No.777/2551 of the Royal Thai Police dated Novemver 25, 2008. ・外国人職業規制法
	日機輸	(7)	有期雇用の限定	<ul style="list-style-type: none"> ・有期雇用は、季節性、臨時性ある仕事のみ認められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・柔軟な要員調整が保証される制度を確立してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・タイ労働者保護法 第118条
	日機輸	(8)	出入国管理の法令 解釈の不透明	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者ごとに出入国管理の法解釈が行われており、immigrationでの提出書類が時々変更になる場合がある。又、事務担当者のローテーションが2ヶ月ごとにあり、正確な情報が適切に提供されない。手続きに時間がかかりすぎる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令解釈明確のための窓口の設置。 ・担当者の質の向上、適切な数の担当者の配置。 	

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17 知的財産制度運用	JEITA 日機輸	(1)	知的財産権保護の不十分	<p>・模倣品への政府の対処は、以前に比べると改善はされたもののまだ不十分。知的財産保護条約(PCT、マドプロ等)への加盟が進んでいない。</p> <p>(対応)</p> <p>・2008年、タイはパリ条約加盟。 ・2009年12月、タイはPCT(国際特許協力条約)に加盟。 ・マドリッドプロトコル加盟は、すでに国会で承認されており、商標法改正待ち。 ・インラック政権下で商標法改正法案が国会に提出されたが、政治的混乱により廃案。 ・2017年8月7日、タイは、マドリッドプロトコル加入書をWIPOに寄託し、2017年11月7日に発効することとなった。</p>	・販売現場、製造工場、水際での取締の強化、厳罰化を望む。	
	日機輸	(2)	世界公知公用の未規定	<p>・タイでは、新規性の要件として、出願前に発明が国内の公知公用でないことだけが規定されている。そのため、タイ以外の国では公知である発明が、タイでは特許権が付与されるという問題点があった。</p>	<p>・世界公知公用の採用はグローバルスタンダードになってきており、最近では中国でも世界公知公用が採用されている。世界公知公用の採用を検討してほしい。</p>	・タイ特許法5条、6条
	日機輸	(3)	自発的な特許分割出願不可	<p>・審査官が複数の異なる発明があると判断した場合しか分割出願をすることができず、出願人は自発的な分割出願を行うことができない。</p>	<p>・出願人が自発的に分割出願できるようにしてほしい。 ・また、拒絶査定時、特許査定時にも分割出願できるようにしてほしい。</p>	・タイ特許法26条
	日機輸	(4)	出願公開時期に関する規定の不備	<p>・タイでは、出願公開時期の明確な規定がない。また、審査請求時期は出願公開日公報発行日から5年以内と規定されている。そのため、出願した後に審査請求期限を容易に把握できない。</p>	<p>・ほとんどの国で出願公開時期は出願日が基準として規定されており、更に審査請求時期も出願日基準になっている。出願公開時期を明確する規定の新設と、審査請求時期を出願日基準にする改正を検討してほしい。</p>	・タイ特許法29条
	JEITA 日機輸 JEITA 日機輸	(5)	模倣品の取締り不足	<p>・ハードだけでなく映画・音楽・ゲームなどソフトウェアの模倣品が依然として流通している。</p> <p>・模倣品への政府の対処は、以前に比べると改善はされたもののまだ不十分。</p> <p>(対応)</p> <p>・偽ブランド品の輸出および輸入は禁止されている。 ・1999年TRIPS遵守のために特許法制度が改正された。 ・2000年6月、TRIPS遵守のために商標法が改正された。 ・国際的な圧力に対応して、タイ商務省(MOC)は、積極的に市場から侵害品を排除するよう試みている。 ・2002年4月、営業秘密法が制定された。 ・2003年現在、タイ政府は、知的財産権法(特許法、著作権法、商標法、集積回路保護法、企業秘密法、植物品種保護法)を制定し、TRIPs、WIPOやベルヌ条約等、国際条約に加盟している。 ・2003年1月、盤谷日本人商工会議所とJETROバンコクセンターによる共同調査によると、商標権侵害71.8%、意匠権侵害60.4%でいわゆるデッドコピーによる侵害がほとんどであった。 ・2005年1月1日、CDの生産を監理するthe 2005 CD Production Actが施行された。同法により、CD生産者は政府当局にその生産の詳細(機械所有者、CD生産に用いられる原材料の量を含む)を報告しなければならない。</p>	<p>・ハードだけでなく映画・音楽・ゲームなどソフトウェアの模倣品についても、販売現場、製造工場、水際での取締の強化、厳罰化を望む。</p>	

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<ul style="list-style-type: none"> 知的財産省は知財登録処理時間を迅速化するため、2006年に電子申請措置を導入することを目標としている。 2006年12月3日、MOCは会計年度2006-2010年の知的財産省の戦略を公表した。運営戦略は以下を含む。 <ul style="list-style-type: none"> The IP Law Reform Planの作成 IP登録の電子システムの開発 いくつかの国際条約、すなわちパリ条約、特許協力条約(PCT)、マドリッド議定書への加盟国となる必要なステップの作成 2007年1月25日、保健省は、海外企業が特許を有するエイズや心臓疾患など2種類の治療薬を許諾なしに独自生産すると表明し、特許の強制実施権を発動するとした。 米国 USTR の「2007年スペシャル 301条報告書」で、タイ政府が一定の特許権を持つ医薬品に対して、強制実施権の発動を決定したこと、海賊版・模倣品対策が不十分である、等を理由として、タイへの警戒レベルが「監視国」から「優先監視国」へ上げられた。「2008年スペシャル 301条報告書」でも、依然として「優先監視国」に掲げられている。「2011年スペシャル 301条報告」においても引き続き「優先監視国」に据え置かれている。WIPO インターネット条約実施の法改正が立法化されていないことや、模倣品販売等の店舗の地主の責任や劇場での盗撮、税関職員の差し押さえ権限などの法律の未整備などが理由。 国家知財権執行センター(NICE)は、知財侵害品調査取締 WG 等 6つの WG を発足させ知財侵害取り締まり強化に向けた活動を進めつつある。 <p>(改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2016年7月28日、改正商標法が発効、マドリッドプロトコルへの加盟に道筋をつけると共に、加盟準備として法的基盤を整備するべく新たな規定を追加した。 2017年8月7日、マドリッドプロトコル加入者をWIPOへ寄託し、2017年11月7日に発行する予定となる。 		
19	工業規格、基準 安全認証	日鉄連	(1) 鉄鋼製品への強制規格制限	<ul style="list-style-type: none"> 国内ミルの圧力により、規格制限。 1993年12月、棒鋼規格厳守化(TIS規格) 1998年5月、形鋼 " (") 1998年12月、線材 " (") 1999年1月、熱延鋼板類 " (") 2002年5月、冷延鋼板類 " (") 2008年9月、熱延鋼板 TIS528(2548)が一部変更となり旧ライセンスは無効となる。 2008年12月、強制規格認証にあたり厳格な運用が開始。 (2009年1月26日に一度新規定が公示発効され、即撤廃された後に、新たな製品検査規定が公示された) 2009年3月4日、上記規定発効。 2014年12月、TISIが一部品種(熱延、冷延鋼板)に対するミル監査の緩和(1回/1年→1回/2年)を官報告示。 2016年8月1日、TISIが輸入許可及びフォローアップのための監査基準と方法を2016年7月8日付で改訂、同年8月1日に発効。 2017年3月16日、形鋼に対する強制規格(TIS1227)が更新。 2017年3月20日、電気亜鉛めっき鋼板に対する強制規格が導入予定。 2017年6月19日、鉄筋用棒鋼に対する強制規格(TIS20)が更新。 <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2011年6月28日、タイ工業省工業規格局(TISI)は新たな工業規格適用規則を公布した(2011年6月17日より施行)。同規則は、申請書及び証明書(当該製品がタイ工業規格に適合していることを証明)について規定している。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度の撤廃。 手続き(含む 除外制度)の明確化・簡素化。 監査工程の軽減。 監査回数の頻度軽減。 	<ul style="list-style-type: none"> 工業規格法 各々の強制規格 製品検査規定

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				(改善) ・2014年12月、TISIが一部品種(熱延、冷延鋼板)に対するミル監査の緩和(1回/1年→1回/2年)を官報告示。		
	JEITA 日機輸	(2)	長期間を要する TISI規格認証取得 手続	・TISI(タイ工業規格)の認証取得における運用上の問題により、モデル毎の申請要、工場審査の手間、書類審査の所要時間が長い等で製品の生産、出荷に支障を来すこともある。かつコストも馬鹿にならない。	・認証手続きの簡素化。	・TISI規格 ・外貨管理局規則 ・税務細則
				(対応) ・2007年11月、相互承認の章を含む日タイ経済連携協定が締結された。 ・2009年1月26日、タイ工業標準局は、タイ工業規格(TISI)に関する新規定TISI-R-PC-01(03)を発令して、工場監査、発注書通知、出荷毎の申請・審査の手続を変更し、規格審査の厳格化を行った。 ・2009年に入って、TISI規定の運用厳格化に伴って、新規ライセンス申請が長期滞留している問題に対して、バンコク日本商工会議所(JCC)の会頭及び金属部会長は、2009年4月27日、チャンチャイ工業相に対し、(1)認証申請の承認遅延への早急な対処、(2)新ルールの運用開始の延期、(3)規格認証の運用の合理的変更の共同検討、を要望し、同工業相から、(1)承認遅延は43日以内に解決するよう省内に指示した、(2)規格認証の運用基準の共同起案を歓迎する旨の回答を得た。(H21年5月22日付け通商弘報)		
	日機輸	(3)	低リスク製品の強制 認証対象化	・タイの電気安全規制では、個々の製品の安全リスクに関係無く、Royal Decreeで公示されたTIS強制規格の対象製品が全て、強制認証の対象になっている。現在、AV機器の強制電気安全規格TIS 1195の適用範囲が、AC電源駆動機器からACアダプタ・電池使用の低電圧DC駆動機器へ拡大されることが提案されている。低リスクの低電圧機器が、全て強制認証の対象になることにより、産業界の負担が増加することが懸念される。	・電気安全規制における強制認証の対象範囲を強制規格とは別に規定して欲しい。 ・ACアダプタ・電池使用の低電圧DC駆動機器、または50V ac、または75V dc未満の低電圧機器は、低リスク製品として、規制の対象外として欲しい。	・Industrial Product Standards Act B.E. 2511 (1968)
	JEITA 日機輸	(4)	工業規格取得の工場 審査の煩雑	・タイ工業規格(TIS)の係官の工場審査が義務付けられ、販売金額が少ない海外からの輸入品に対しても必要とされる。費用対効果から一部商品は輸入を中止せざるを得ない。	・認証手続きの簡素化。	・外貨管理局規則 ・税務細則
21	土地所有制限	JTA	(1)	土地所有の原則禁止	・原則外資保有が認められない為、売掛金担保として取る事ができない。	・規制緩和に向けた働きかけをお願いしたい。 ・Business Act B.E. 2542
22	環境問題・廃棄物 処理問題	JEITA 日機輸 日機輸	(1)	環境保護の不十分	・タイでもWEEEが施行されようとしているが、詳細は依然不明。 そもそも、ゴミの分別等の制度や、国民の環境意識も決して高くなく、新法の公平な運用が行なわれるのか、真面目に対応するメーカーの負担だけが増えるのではないかと、懸念あり。 ・ゴミの分別等、民間レベルでの環境保護の制度・意識は低い。	・WEEE法制化にあたっては、周到な準備期間を用意すること。 ・WEEE以前に、国民への環境意識の啓蒙、教育が必要。
23	諸制度・慣行・非 能率な行政手続	日機輸 フル工 自動部品	(1)	官公庁提出書類への サイン要求	・政府提出書類のコピー全てにサインが必要とされているため、時間がかかり非効率。 ・既に報告登録済みである身分証明書類を、書類申請の度に複写し各ページにサインの上添付しなければならない。 また、会社登録書類の複写の添付を求められる。その為、多大な事務工数を費やしている。	・効率化に向けて必要サインを限定する等の業務効率化。 ・基礎情報(会社・代表者身分)の管理を個別申請と分けて管理し、膨大な重複業務工数を削減してほしい。

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	日化協 日化協	(2)	タイ国内での農薬登録に関わる規制	<ul style="list-style-type: none"> タイ国内で農薬登録を取得するためには、予め日本で農薬登録を取得する必要がある(Country of origin 制度)。このため、日本で販売する予定のない農薬であっても、日本で登録を取得する必要があり、余分なコストが生じる。 タイ国内で農薬登録申請を行った後、当局による登録審査状況が不明瞭で、審査期間が異常に長い(同国の登録制度が適切に運用されれば、審査期間が2~3年になるはずだが、実態として5~7年を要している)。このため、生産および上市計画の想定が困難になり、事業活動に多大な支障がある。 	<ul style="list-style-type: none"> Country of origin 制度の撤廃。 登録審査状況の明確化及び農薬登録審査機関の審査の適正化(迅速化)。 	<ul style="list-style-type: none"> Royal Gazette Publication, Book no.126, Special chapter 166 Ngor, date 13 Nov B.E. 2552 (appendix, Full Registration no.3.12) 	
24	法制度の未整備、突然の変更	建産協 日機輸	(1)	突然の税制改正・輸入規制変更	<ul style="list-style-type: none"> 社内でもアンテナを張っているが、各種税制改定に対して、いつの間にか法律が変わっていたりすることがある。申請時に税関職員から、その内容を指摘され、時間を掛けて再申請を行う。 2016年、リース料に源泉税が突然賦課されることが発表されたが、施行まで一ヶ月程度しかなく、大混乱を来した。 	<ul style="list-style-type: none"> もっと法律改定情報を確認できるホームページなどをアナウンス力の強化をしてほしい。 税制変更等、影響が大きい制度変更については、十分な準備期間がとれるような相応な時間的猶予の確保。 	
		自動部品	(2)	長期を要する統計品目番号取得手続	<ul style="list-style-type: none"> 統計品目番号(Harmonized Code)の取得に、稼働60日かかっており、輸送するにあたり、事前に輸入税を払わなければならないなど影響が出ている。 	<ul style="list-style-type: none"> 統計品目番号取得までの短縮化。 	
		日機輸	(3)	法制度未整備下での運用開始	<ul style="list-style-type: none"> 2016年タイにおいて、新規物質届出制度が開始されそうだとの情報を得た。しかし、新規物質届出やそれに付随する既存物質インベントリー申請等を要求する正式な文書(法律、当局告示等)がないまま、運用が開始されているため、その対応に苦慮している。実際に、弊社タイ現地法人より、タイ当局からの指示とこのことで、輸入製品の全成分開示を求められた。弊社にとって製品の処方高度の機密情報であり、法律等が不明確なままこれらの情報を提供することは難しい。また、そもそも全成分を登録(開示)させるような届出は、他の諸外国には見られない。 	<ul style="list-style-type: none"> 法律の整備をし文書を発行(および法律を発効)してから運用を開始して頂きたい。 輸入する化学品の全成分を登録(開示)させるような義務は課さないで頂きたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 仏歴2535年 有害物質法(施行予定不明)の新規物質届出を要求する規制
26	その他	建産協	(1)	港湾インフラの未整備	<ul style="list-style-type: none"> 危険品を輸入する際にある危険品は港湾施設の保管能力の問題で、LKB内陸デポでは受け入れ保管が出来ず、LCB港でのコンテナ受け渡しとなった。これにより、スポットでの輸入対応となり、コストと手間が掛かった。 	<ul style="list-style-type: none"> 内陸デポやBKKでも受け入れ可能な港湾施設の強化を図っていただきたい。 	
		自動部品	(2)	電力供給の不足・不安定	<ul style="list-style-type: none"> 予期せぬ停電や瞬断が年に何回も起こる。自衛(自家発電及びUPSを設置)しないと生産活動に影響。 	<ul style="list-style-type: none"> 電力インフラの整備。 他国に依存しない電力供給。 	<ul style="list-style-type: none"> 暫定憲法第44条
		JEITA 日機輸 日機輸	(3)	治水対策の不足	<ul style="list-style-type: none"> 2011年10月に発生した未曾有の大洪水に対し、政府の事前のリスク対策が不十分だったため、直接間接に甚大な被害を受けた。 2016年は2015年並みの降水量で、東北部については一部地域で農業用水の供給停止等が行われ、渇水の状態となっている。今後降雨量とダム放水次第では、工場運営に必要な水量の確保に影響が出る可能性もゼロではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災企業への適切な支援策及び今後の抜本的治水対策の策定、実施。 タイ政府の治水対策は一応進んでいるようだが、マネージメントも含めちゃんと機能するのか不安もあり、今後も継続的な対策強化を強く要望したい。 水源となるダムの現在貯水量と放水量だけでなく、長期的な貯水量予測と放水計画、対策の見通しの発表。 各地域の行政にて、渇水の進捗段階別で想定されるリスクと対策を事前に整理し、先手を打った情報発信。 	

※經由団体:各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	自動部品 日機輸 自動部品			<ul style="list-style-type: none"> ・治水対策がほとんどされていない。 ・雨季は、工業団地、居住地域近辺道路が冠水。生産、輸送や通常生活に支障が出るケースあり。 ・降雨量とダム放水次第では、工場運営に必要な水量の確保に影響が出る可能性もゼロではない。 ・過去、大洪水による操業の一時停止あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国家レベルでの治水対策。 ・水源となるダムの現在貯水量と放水量だけでなく、長期的な貯水量予測と放水計画、対策の見通しの発表。 ・各地域の行政にて、渇水の進捗段階別で想定されるリスクと対策を事前に整理し、先手を打った情報発信。 ・恒久的な治水対策の実施。 	
	日機輸	(4)	自然大災害保険料の高騰	・2011年の洪水により保険料が高騰している。政府や工業団地も治水対策は進めているが、毎年各地で洪水被害が発生し、多くの企業が事業存続のリスクを抱えて対策を講じなければならない。	・政府主導で治水・洪水の対策ならびに安価な洪水保険提供に期待する。	
	日機輸	(5)	行政の腐敗	・汚職防止のための内部統制措置が義務化し、贈賄行為が厳しく規制されるようになったが、工場ライセンス申請の際、担当者から賄賂の要求があったという事例を聞いたことがある。	・収賄側も厳しく取り締まり、行政手続きの透明性を確保してもらいたい。	